

# 愛媛県青少年対策本部運営要綱

(昭和54年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要綱は、愛媛県青少年対策本部規程（昭和54年愛媛県訓令第13号）第9条の規定に基づき、愛媛県青少年対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事及び幹事会)

第2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長である幹事が必要の都度招集する。

(連絡会)

第3 対策本部の事務連絡に当てるため、連絡会を置く。

2 連絡会は、連絡員をもって構成し、連絡員は、関係係長をもって充てる。

3 連絡会は、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長である幹事が必要の都度招集する。

(幹事会及び連絡会)

第4 幹事会及び連絡会は、それぞれ会議の目的たる事項に関係のある幹事及び連絡員を招集して開催することができる。この場合において会議に出席しなかった幹事及び連絡員にはその結果の概要を通知するものとする。

2 幹事会及び連絡会には、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月11日）

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日）

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表（第2関係）

1 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長	9 経済労働部産業支援局産業人材課長
2 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長	10 教育委員会事務局管理部社会教育課長
3 観光スポーツ文化部文化局まなび推進課長	11 教育委員会事務局管理部保健体育課長
4 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長	12 教育委員会事務局指導部義務教育課長
5 保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長	13 教育委員会事務局指導部高校教育課長
6 保健福祉部健康衛生局健康増進課長	14 教育委員会事務局指導部人権教育課長
7 保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長	15 教育委員会事務局指導部特別支援教育課長
8 経済労働部産業雇用局労政雇用課長	16 警察本部生活安全部人身安全対策・少年課長